

医科点数表第二章第十部手術通則第5号及び第6号並びに歯科点数表第二章第九部手術通則第4号に掲げる手術の件数  
(令和7年1月~12月)

【区分1に分類される手術】

- ア 頭蓋内腫瘍摘出術等(5)
- イ 黄斑下手術等(0)
- ウ 鼓室形成手術等(0)
- エ 肺悪性腫瘍手術等(0)
- オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術(0)
- 肺静脈隔離術(0)

【区分2に分類される手術】

- ア 靭帯断裂形成手術等(1)
- イ 水頭症手術等(11)
- ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等(0)
- エ 尿道形成手術等(0)
- オ 角膜移植術(0)
- カ 肝切除術等(11)
- キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等(0)

【区分3に分類される手術】

- ア 上顎骨形成術等(0)
- イ 上顎骨悪性腫瘍手術等(2)
- ウ バセドウ甲状腺全摘術(0)
- エ 母指化手術等(0)
- オ 内反足手術等(0)
- カ 食道切除再建術等(1)
- キ 同種死体腎移植術等(0)

【区分4に分類される手術】

- 胸腔鏡下または腹腔鏡下による手術(165)

【その他の区分に分類される手術】

- ア 人工関節置換術(58)
- イ 乳児外科施設基準対象手術(0)
- ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(34)
- エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術(1)
- オ 経皮的冠動脈形成術(6)
  - うち急性心筋梗塞に対するもの(2)、うち不安定狭心症に対するもの(0)
  - うちその他のもの(4)
- 経皮的冠動脈粥腫切除術(0)
- 経皮的冠動脈ステント留置術(55)
  - うち急性心筋梗塞に対するもの(12)、うち不安定狭心症に対するもの(28)
  - うちその他のもの(15)